

計画年度
令和4年度～
令和12年度

広島県における獣医療を提供する体制の 整備を図るための計画書

令和4年6月

広島県

目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための広島県計画

第1	整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	4
1	診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	4
	(1) 診療施設	
	(2) 主要な診療機器等	
2	診療施設の整備に関する目標	8
	(1) 各地域における診療施設の整備目標	
	(2) 診療施設別の整備目標	
第2	獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	9
第3	獣医師の確保に関する目標	10
1	獣医師の確保目標	
2	獣医師の確保対策	
第4	相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	10
第5	診療上必要な技術研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	11
1	臨床研修	
2	高度研修	
3	生涯研修	
第6	その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	12
1	行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2	飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3	広報活動の充実	

獣医療を提供する体制の整備を図るための広島県計画

はじめに

本県における獣医療の提供体制の整備については、これまでも、飼育動物の診療、保健衛生及び公衆衛生の各分野において、その発展や向上に大きく貢献してきた。

しかしながら、近年の獣医療を取り巻く情勢には著しい変化がみられており、本県における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生をはじめ、国内における豚熱（CSF）の発生や国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加は、本県における畜産物の安定供給や食品の安全性の確保に対する考え方について再検討を行う契機となっている。また、人や物の移動の拡大やグローバル化の進展に伴う新興・再興感染症の侵入・発生のリスク増大に対して、「One Health」の考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した取組が進められており、これらの取組を支える獣医師の養成・確保が必要となっている。

さらに、動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上に伴う飼育責任への認識が広がり、いわゆるチーム獣医療の提供体制の整備を図るため、動物看護職の技能・知識を高位平準化するための取組が進められ、令和元年6月に愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）が制定され、愛玩動物看護師が資格化されたところである。引き続き、獣医療の適切な確保と質の向上を推進し、獣医師や愛玩動物看護師がその専門的知識や技術を発揮して責務を果たしていくことが重要である。

このような状況において、「食料・農業・農村基本計画」、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を受けて策定された「広島県酪農・肉用牛生産近代化計画」を踏まえた畜産振興が図られる中、獣医師は、適切な獣医療の提供を通じ、家畜の伝染性疾病の発生予防や的確な防疫措置、家畜改良、飼養管理の改善等による生産性の向上や省力化等による生産基盤の強化をサポートしているが、今後、さらに産業動物獣医師等の養成・確保や診断技術の高位平準化を図ることにより、県民への安全な畜産物の安定供給に寄与することが求められている。

また、病原微生物や有害化学物質による畜産物のリスクの低減を図るため、H A C C P等の考え方を農場段階で活用した飼養衛生管理の実践が必要となっている。

さらに、畜産業における飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、生産者からは、生産獣医療の提供に対する要請が高まっている。このため、獣医師に対しては、伝染性疾病の予防の他、食品安全及び農場の収益性向上につながる飼養衛生管理の指導や農場、群単位での管理に適した集団管理衛生技術等の提供、農場H A C C P及び畜産G A Pの導入・普及時における指導等も含めた幅広い獣医療の提供が、より一層求められている。

以上のことを踏まえ、広島県では、本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上に寄与するよう令和12年度を目標年度とした「獣医療を提供する体制の整備を図るための広島県計画」を策定することとする。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

各地域における産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

(単位：か所)

地 域	診療施設数 (令和2年 12月現在)	内 容						備考
		県 (家保 等)	市 町	農業共 済組合	農業協 同組合	法人そ の他の 団体	個人開業 施設	
西部地域	21	1	1	3	—	7(6)	9(9)	
東部地域	20	1	1	1	—	11	6(5)	
北部地域	19	2	—	2	—	3	12(11)	
合 計	60	4	2	6	0	21(6)	27(25)	

注：獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」は内数を()に記載した。

(参考) 平成22年12月現在の診療施設数

(広島県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書より)

(単位：か所)

地 域	診療施設数 (平成22年 12月現在)	内 容						備考
		県 (家保)	市 町	農業共 済組合	農業協 同組合	法人そ の他の 団体	個人開業 施設	
西部地域	29	1	1	5	—	5(3)	17(14)	
東部地域	28	1	2	3	—	6	16(6)	
北部地域	24	1	—	2	2	1(1)	18(8)	
合 計	81	3	3	10	2	12(4)	51(28)	

注：獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」は内数を()に記載した。

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設の整備の現状は、次のとおりである。

なお、これらは令和2年に県が実施した実態調査の結果を取りまとめたものである。

ア 診療施設の整備状況

(単位:か所)

地域	開設者区分	調査施設数	診療室	手術室	剖検室	焼却施設	エックス線装置	うちエックス線診療室有	入院施設
西部	県	1	—	—	1	1	—	—	—
	市町	1	—	—	—	—	—	—	—
	共済	3	—	1	—	—	2	—	—
	農協	—	—	—	—	—	—	—	—
	法人その他の団体	7	—	—	1	—	—	—	—
	個人	9	—	—	—	—	—	—	—
	計	21	0	1	2	1	2	0	0
東部	県	1	—	—	1	1	—	—	—
	市町	1	—	—	—	—	—	—	—
	共済	1	—	—	—	—	—	—	—
	農協	—	—	—	—	—	—	—	—
	法人その他の団体	11	7	1	2	2	1	—	3
	個人	6	1	1	—	—	1	1	1
	計	20	8	2	3	3	2	1	4
北部	県	2	—	—	1	1	—	—	—
	市町	—	—	—	—	—	—	—	—
	共済	2	—	—	—	—	1	—	—
	農協	—	—	—	—	—	—	—	—
	法人その他の団体	3	—	—	—	—	—	—	—
	個人	12	—	—	—	—	—	—	—
	計	19	0	0	1	1	1	0	0
合計	県	4	0	0	3	3	0	0	0
	市町	2	0	0	0	0	0	0	0
	共済	6	0	1	0	0	3	0	0
	農協	0	0	0	0	0	0	0	0
	法人その他の団体	21	7	1	3	2	1	0	3
	個人	27	1	1	0	0	1	1	1
	計	60	8	3	6	5	5	1	4

イ 主要な診療機等

(単位：台)

地域	診断機器 名	検体成分分析装置							生体画像診断器				
		血液生化学分析装置	血液電解質分析装置	高速液体クロマトグラフィー	分光光度計	自動血球計算機	乳中体細胞測定装置	乳成分測定器 (ミルコスキャン)	ファイバースコープ	エックス線撮影装置	超音波診断装置	自動現像装置	心電心音計
開設者区分													
西部	県	2	—	1	3	1	—	—	—	—	2	—	—
	市町	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—
	共済	5	—	2	—	2	—	—	1	2	10	—	—
	農協	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他法人	1	—	—	—	—	1	1	—	—	1	—	—
	個人	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—
	計	10	0	3	3	5	1	1	1	2	15	0	0
東部	県	1	1	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—
	市町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	共済	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—
	農協	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他法人	1	1	—	1	1	—	—	1	1	3	1	1
	個人	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	1
	計	3	2	0	2	3	0	0	2	2	8	1	2
北部	県	1	1	1	2	1	—	—	—	—	5	—	—
	市町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	共済	1	—	—	—	1	—	—	—	1	8	—	—
	農協	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他法人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	2	1	1	2	2	0	0	0	1	13	0	0
合 計		15	3	4	7	10	1	1	3	5	36	1	2

(単位：台)

地域	診療機器名	免疫・DNA 診断装置等							理化学的治療機器	受精卵移植関連機器	
		酵素抗体測定装置	エライザ用プレートウォッシャー	蛍光顕微鏡	PCR装置	孵卵器	嫌気性菌培養装置	クリーンベンチ		ガス麻酔器	マイクロマニピュレーター
開設者区分											
西部	県	2	3	1	4	10	1	5	—	—	1
	市町	—	—	—	1	—	—	2	—	1	1
	共済	1	1	—	—	4	—	—	—	—	—
	農協	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他法人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	—	—	—	—	1	—	1	—	—	1
	計	3	4	1	5	15	1	8	0	1	3
東部	県	1	1	1	—	5	1	1	—	—	1
	市町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	共済	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—
	農協	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他法人	1	—	—	1	2	—	5	1	—	1
	個人	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—
	計	2	1	1	1	9	1	6	2	0	2
北部	県	3	2	2	5	4	1	4	—	1	4
	市町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	共済	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—
	農協	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他法人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	2	2	5	6	1	4	0	1	4
合計		8	7	4	11	30	3	18	2	2	9

2 診療施設の整備に関する目標

診療施設の整備に関する目標は、現在の整備状況、将来の整備の必要性等を勘案して、地域及び開設主体ごとに定めるものとする。

(1) 各地域における診療施設の整備目標

ア 西部地域

県西部に位置し、西は山口県、北は島根県に隣接し、西中国山地の豪雪地帯から県の中核都市である広島市を含む瀬戸内海島しょ部に至る地域で、酪農52戸、肉用牛111戸、馬22戸、養豚17戸採卵鶏131戸及び肉用鶏8戸がある。

この地域の北部では酪農及び肉用牛生産が盛んであり、乳用牛においては、泌尿生殖器及び乳房疾患が多く、肉用牛においては呼吸器病、消化器病等が多くなっており、家畜の生産性を阻害する大きな要因になっているため、疾病を速やかに診断するための高度診断機器の計画的な更新に努め、これらの発生を未然に防ぐための予防衛生指導による飼育管理技術の改善が重要である。

また、この地域には、家畜保健衛生所の病性鑑定施設を有する西部家畜保健衛生所及び県農業共済組合家畜診療所の集中検査機能を担う家畜臨床研修所があるため、引き続き、検査分析の中核機能を維持し、迅速で正確な診断を行うための機器の計画的な更新及び整備に努める。

イ 東部地域

県南東部に位置し、東部は岡山県と隣接しており、島しょ部、福山市を含む東部沿岸、世羅台地及び神石地域を有する地域で、酪農28戸、肉用牛110戸、馬17戸、養豚15戸、採卵鶏192戸及び肉用鶏7戸がある。

世羅台地一帯は、恵まれた農業環境のなかで、採卵養鶏、酪農及び肉用牛肥育経営が盛んであり、福山市近郊では肉用牛肥育経営が、神石地域では古くから肉用牛の生産地として種畜の生産が盛んである。

この地域では、乳用牛においては、泌尿生殖器及び乳房疾患が多く、肉用牛においては、泌尿生殖器疾患及び消化器病が多くなっており、疾病を速やかに診断するための高度診断機器の計画的な更新及び整備に努める。

ウ 北部地域

冬季寒冷で積雪の多い中国山地を脊梁とした県北東部に位置し、岡山県、島根県、鳥取県の3県と隣接しており、酪農44戸、肉用牛287戸、馬5戸、養豚9戸、採卵鶏56戸及び肉用鶏2戸があり、県の主要畜産地帯である。この地域は、古くから自然立地条件と恵まれた草資源を活用した肉用牛繁殖経営及び酪農経営が盛んであり、養豚及び採卵鶏については、大規模化が進んでいる。

この地域では、乳用牛においては、泌尿生殖器及び乳房の疾患が多く、家畜飼養農家の大半を占める肉用牛繁殖経営については、繁殖障害や子牛の下痢症が重要な課題となることから、疾病を速やかに診断するための高度診断機器の計画的な更新及び整備に努める。

(2) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、家畜伝染病の発生予防及び各地域の産業動物に係る検査

指導の中心機関として、病性鑑定機能の充実・強化及びサーベイランス体制の強化による各所の検査施設及び解剖施設等の機能の維持、機器の整備を促進し、検査や診断に必要な超音波診断装置、血液生化学分析装置及び蛍光顕微鏡等の計画的な更新と新鋭機器の導入に努める。

さらに、産業動物診療獣医師がこれらの施設・診療機器を利用する等、その効率的活用を推進する。

イ 農業共済組合

県農業共済組合については、本県における産業動物に係る獣医療提供の中心であり、地域と密着し、安定した畜産経営を持続するために必要不可欠な産業動物診療の総合施設として、期待が寄せられている。

このため、引き続き、診療施設の適正な配置に努めるとともに、地域の産業動物診療獣医師との連携、獣医療技術の進歩に即した施設及び高度診療機器の整備を図る必要がある。さらに必要に応じて獣医療法の診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の活用等によりその整備の推進を図る。

ウ 法人及びその他の団体

法人及びその他の団体については、衛生指導、大型農場の衛生管理、検査・診療等と様々な形態がある。いずれの法人等も今後の獣医療提供体制に必要であるので、診療施設の整備に当たっては、各々が有する機能の強化を主体に促進することとし、必要に応じて日本政策金融公庫資金等を活用し、これらに対応するための施設や高度診療機器等の整備を促進する。

エ 個人開業

産業動物獣医療を提供する個人開業診療施設は、県及び県農業共済組合等の獣医療関連施設の活用に努め、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、診療に必要な施設・機器等については、必要に応じて診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用等によりその整備の推進を図る。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組が必要と見込まれる地域は、次のとおりとする。

(R2年末現在)

地域名	地域の市町名	市町数
西部地域	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町	8市7町
東部地域	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅町，神石高原町	4市2町
北部地域	三次市，庄原市	2市

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物診療獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

(単位:人)

地域	令和2年12月現在の獣医師数 (A)	令和12年度における獣医師の確保目標 (B)	令和12年度までに退職・廃業が想定される獣医師数 (C)	令和12年度推定獣医師数 (A-C) (D)	令和12年度までに確保すべき獣医師数 (B-D) (E)
西部地域	32	20	14	18	2
東部地域	18	41	8	10	31
北部地域	15	11	9	6	5
合計	65	72	31	34	38

2 獣医師の確保対策

産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保に当たっては、次のとおり実施することとする。

(1) 新規獣医師の参入促進

県は、獣医系大学及び県農業共済組合等関係団体と連携して、診療施設及び家畜保健衛生所等での臨床実習等を実施し、職場経験の場を可能な限り広く提供する。

また、獣医学生が、産業動物の診療及び家畜衛生等の行政の意義を知る機会を確保する取組を推進する。

(2) 獣医師を確保するための制度等の活用

獣医療提供体制整備推進対策事業の修学資金制度等を活用し、県農業共済組合家畜診療所に就業する産業動物臨床獣医師の確保を図る。

(3) 魅力ある職場作りの促進

県及び県農業共済組合の診療施設に勤務する定年退職者や長期間育休等を取得していた女性獣医師等が復職しやすい環境の整備に努め、該当者に対する技術研修を実施する。

また、獣医師の待遇改善や労働時間の短縮、労働力を軽減するための補助者の確保等、職場環境作りを推進する。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

産業動物の獣医療に係る機関・団体は、各地域の実態に応じて診療施設の機能を強化するとともに、相互の業務連携等について協議し、効率的な診療体制の整備に努める。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域の防疫活動の拠点と位置付けられることから、同所を核とした監視伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制の強化と危機管理体制の再点検・強化を推進する。

また、県農業共済組合等と連携し、疾病の原因究明、事故率の低減や繁殖障害の除去等を実施し、農場に対する飼養衛生管理の向上に対する指導を実施する。

生産衛生管理機能の整備・充実を図り、緊急時における開業獣医師等の家畜防疫活動への

参加体制や緊急時を想定した診療施設間の連絡・応援体制等の整備を進め、家畜保健衛生所と開業獣医師等が一体となった組織的な防疫体制の確立を図る。

さらに、畜産経営における各種疾病の的確かつ効率的な診断に対処するとともに、適切な集団管理衛生指導や生産段階での食品の安全性を確保するためのHACCP方式の導入指導等を実施するため、職員の獣医療技術及び指導技術の高度化を進め、県農業共済組合家畜診療所及び個人開業獣医師等と技術の高位平準化に努める。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

家畜保健衛生所の施設について、県農業共済組合家畜診療所及び個人開業獣医師等による設備及び機器の効率的利用を促進し、迅速かつ的確な診療の推進を図る。

県農業共済組合は、治療を目的とした機器の整備を進め、最新の獣医療技術を提供できる体制を確立するよう努めるとともに、個人開業獣医師等による機器等の利用に配慮する。

3 獣医療情報提供システムの整備

地域の家畜衛生対策の向上を目的として、診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、家畜診療を担う獣医師、予防注射を担う畜産関係団体及び家畜衛生を担う家畜保健衛生所は、相互の情報交換を図るため、研修会・講習会の開催、症例報告等を開催する。

なお、その情報として、抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績及び食肉衛生検査成績等を共有する仕組みを検討し、診療及び保健衛生指導に活用する。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

獣医療技術は、獣医学の進展、診療機器や医薬品の開発、普及等に対応して今後ますます高度化していくことから、県内における獣医療のニーズに応じ、以下により、その適切な普及を図るものとする。

1 臨床研修

診療分野に就業する新規獣医師については、実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療等の法令に関する研修等への参加を促進する。

特に、県内で産業動物分野に就業する新規獣医師については、全員が臨床研修を受講できるよう関係機関・関係団体に働きかけるとともに、獣医師法第16条の2第1項の規定により農林水産大臣の指定を受けている臨床研修診療施設群を持つ県農業共済組合との連絡調整に努める。

また、公務員分野の新規獣医師については、家畜衛生分野等の行政に携わる上で必要な畜産関連産業等に係る内容も含めた基本的知識、病性鑑定技術等の研修への参加を推進する。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

ア 県は、国が開催する家畜衛生講習会及び技術研修会を職員に受講させ、伝達講習等により地域への普及を図るとともに、疫学を基礎とした防疫体制の整備や集団管理衛生技術等、最新の獣医療技術に係る技術研修会を開催し、技術の向上に努める。

イ 県農業共済組合は、全国農業共済協会、獣医療関係団体等が開催する研修会に職員を積極的に参加させ、地域への伝達講習等により技術の向上に努める。

ウ 県獣医師会等は、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底を図る。

(2) 小動物分野

県獣医師会等は、高度な診療機器を使用した診断技術や最新かつ効率的な診断・治療技術の習得を図るため、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底を図る。

3 生涯研修

県獣医師会等は、診療に従事する獣医師が日進月歩する獣医療技術や海外悪性伝染病、新興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、時代に即した獣医療を提供していくため、各種研修会、講習会の開催や関連する教材等の提供に努める。

また、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、情報通信機器等を活用した教材の利用による研修の促進に努める。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

家畜衛生行政に加え、公衆衛生や動物愛護管理行政等、各分野における獣医療の状況を把握し、監視指導體制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化に努める。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

県は、県畜産協会等と連携して、「飼養衛生管理基準」の周知等、家畜飼養者に対する家畜衛生等知識・技術の一層の啓発・普及に努め、農場HACCPや畜産GAPの普及を図り、安全・安心な畜産物を生産するための総合的な生産衛生管理対策を推進する。

(2) 小動物分野

県獣医師会等は、小動物の適切な飼育管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図るほか、獣医師によるインフォームドコンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化、機能分担に関する合意形成等必要な条件整備の促進を図る。

3 広報活動の充実

夜間及び休日の診療体制については、関係者間の合意形成を促進するとともに、夜間・休日診療を提供する施設に関する広報活動の促進を図る。